



基勞補発第0116002号
平成15年1月16日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(契印省略)

個人の申請に基づく柔道整復師の受任者払の取扱いについて（一部改正）

個人の申請に基づく柔道整復師の受任者払の取扱いについては、平成3年7月8日付け補償課長事務連絡第23号「個人の申請に基づく柔道整復師の受任者払の取扱いについて」（以下「23号事務連絡」という。）により取り扱っているところであるが、今般、平成15年1月16日付け基発第0116009号「療養（補償）給付たる療養の費用の受任者払の取扱いについて（一部改正）」により療養（補償）給付たる療養の費用の受任者払の取扱いが改正されたことに伴い、その取扱いの一部を下記のとおり改めることとしたので、その取扱いに遺漏のないよう配意されたい。

記

1 23号事務連絡を次に改める。

(1) 記の2の(2)の別紙4の様式「労災保険における受任者払について」を別添様式に改める。

(2) 記の2の(3)を次に改める。

受任者払を認める期間は2年とすること。ただし、被災労働者と指名を受けた柔道整復師との間で受領委任に関し支障があった場合等であって、期間満了の日の1か月前までに指名を行った都道府県労働局長が更新しない旨の通知を行った場合、または、指名を受けた柔道整復師から特段の意思表示があった場合を除き、期間満了の日の翌

日において、更に2年間順次更新したものとすること。

2 指名期間の更新について

本事務連絡施行以前に指名を受けた柔道整復師が当該施行日以降に再指名を希望する場合にあつては、既に行つた指名は、申請を行うことなしに更新することを前提としたものでないため、当該更新時においては再度申請させた上で再指名を行い、それ以降本事務連絡により順次更新を行うこと。

労災保険における受任者払について

柔道整復師氏名		
施術所	名 称	
	所在地	
指定・氏名番号		
受任者払いを認める期間		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

今般、労災保険における傷病労働者の受療の便宜と適正円滑な施術を確保するため、貴殿が行う労災保険に係る施術について受任者払を認めることとしましたので、通知します。

ただし、当職より更新しない旨の通知を行った場合、または、貴殿から特段の意思表示があった場合を除き、指定期間満了の日の翌日より更に2年間順次更新したものとします。

平成 年 月 日

労働局長